

第二十七回 帝國議會 行院 不動產登記法中改正法律案委員會議錄（速記）第二回

明治四十四年三月三日午前十一時二十五分開議

出席委員左ノ如シ

濱名 信平君

田邊 熊一君

西澤 定吉君

高柳 覚太郎君 武田 貞之助君
澤 來太郎君 早川 龍介君

出席政府委員左ノ如シ

司法次官法學博士 河村讓三郎君

司法省參事官 山内確三郎君

司法省參事官 齋藤十一郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

不動產登記法中改正法律案

○委員長（濱名信平君） ソレテハ登記法中改正法律案ノ委員會ヲ開キマス

○田邊熊一君 政府委員ヨリ提出ノ趣旨ヲ簡明ニ拜聽致シタイ

○政府委員（法學博士河村讓三郎君） 昨年ノ十二月ニ皇室財產令ガ公布セラレ

マシタ其中ニ、從前登記シテアリマス不動產が世傳御料ニ編入セラレマシタ場合ニハ、其

登記ヲ抹消スルコトヲ宮内大臣ヨリシテ登記所ニ囑託ニナルト云フ規定ガアルノデアリマス、又皇族ニ於カセラレマシテ遺留財產ヲ設定セラレ、或ハ之ヲ増加セラレルコトガアル、

又一旦遺留財產トナリマシタモノヲ廢止セラレマスルト云フコトモアルト云フノ規定ガ定

メラレマシタ次第アリマス、其結果不動產登記法ノ中ニ於キマシテ、世傳御料ニ編入セラレマシタ不動產ノ其登記ヲ抹消スル規定ヲ設ケテ、又遺留財產ノ設定増加若クハ其

廢止ノ登記ノ手續ヲ設ケルト云フ必要が生ジマシタノデアリマス、因テ本案ヲ提出致シマ

シテ、不動產登記法中ノ百二條ノ一ト致シマシテ、登記ヲ抹消シ、其登記用紙ヲ閉鎖シテ、而シテ此場合ニ於キマシテ世傳御料ニ編入セラレマシタ不動產ト共ニ他ノ不動

產が物權ノ目的トナッテ居リマス節ニハ、世傳御料ニ編入セラレマシタ方ノ不動產ノ方ノ登記ヲ抹消致シマシテ、ソレト共ニ或ハ物權ノ目的トナッテ居リマストコロノ他ノ不動

產登記中ニ、其共同ノ目的トナッテ居リマスノ付キマシテハ百三條ノ一、其廢止ニ付キマシテハ百四十二條ノ一ト致シテ此二條ヲ新規ニ設ケタ、而シテ之ヲ四十五年一月一日ヨリ施行スルト云フノ

規定ニアリマス

○武田貞之助君 チヨット質問致シテ置キマス、第百三條ノ一二前段ニ於キマシテハ

「遺留財產ノ設定又ハ増加ノ勅許アリタルトキハ」トアリマシテ、後段ニ於キマシテ「遺留財產ノ設定ノ登記ヲ要ス」ト書イテアリマス、遺留財產ノ設定

又ハ增加ノト云フ文字ガナイノデス、ソレテ前段ト後段ト權衡が取レマセヌノデス、サウシテ設定登記ト云フモノガ登記手續ヲ致シマスレバ、此增加ニ於ケル登記手續ガアルベキノガ相當デ、ソコデチヨット考ヘマスト「增加」ト云フ字ガ後段ニ抜ケタカノ形ニ見エル、

更ニ轉ジマシテ不動產登記法ノ第一條ニ依リマスト、御承知ノ如ク不動產ニ關スル權利設定、保存、移轉、變更、處分ノ制限又ハ消滅トスウナツテ居リマシテ、增加ト云

フ文字ガナイノデ、ソレテチヨット普通ノ人カラ見マシテ解釋ニ甚ダ困ルノデアリマスカラ、此點ヲ明確ニセラレタイ

○政府委員（法學博士齋藤十一郎君） 誠ニ御尤ナ御質問デゴザイマシテ、其點ニ付キマシテ本案ヲ起草致シマスル場合ニ於キマシテ、實ハ政府ニ於テモ餘程考慮致シタノデアリマス、同一條文ノ中ニ設定ト云フ文字ノ意味ガ、或ハ其範圍ニ於テ多少異ヅテ居ルヤウニ用井テアリマスノデゴザイマスカラ、餘程苦心ヲ致シテ研究ヲ致シマシタノデゴザイマスカラ、遺留財產ノ方ハ皇室財產令ニ御承知ノ通り、不動產以外ノ財產モアルノデゴザイマシテ、其財產ヲ一括シテ其目錄ヲ添ヘテ遺留財產ヲ設定ナサル、皇族ノ御方カラシテ宮内大臣ニ申述ヲナサルコトニナツテ居ルノデアリマス、左様デゴザイマスカラ、其場合ニ於ケル設定ト申シマスト、遺留財產ヲ人其モノト見マシテ其財產ヲ設定スルノデ、ソレデゴザイマスカラ、其中ニハ不動產以外ノ財產モゴザイマセウ、不動產ニ付キマシテモ數筆ノ不動產が含ムノデアリマス、増加ノ方ハ其一旦設定シマシタ遺留財產ニ、他ノ財產ヲ附加ヘルノデアルコトハ申上ケルマテモナイ、皇室財產令ニ於テ左様ナ言葉ニ此設定ト云フ字ヲ用ヒテゴザイマス、然ルニ不動產登記法ニ於キマシテハ、武田君ノ御述ベニナリマシタ通リニ、登記法第一條ニ依リマシテモ明瞭デゴザイマスガ、一筆々々ノ不動產ニ付キマシテハ權利ヲ設定スルト云フ意味ニ於テ設定ノ字ヲ用井テ居ルノデアリマス、左様デゴザイマスカラ、皇室財產令ニ於テ總括シタ財產ニ付テ、遺留財產ヲ設定スルト云フ場合ニ於キマシテハ、不動產登記ノ上ニ於キマシテハ其遺留財產ニ含マル、不動產ノ一筆一筆ニ付テ遺留財產ノアルト云フコトノ設定登記ヲ致ス必要がアルノデアリマス、左様致シマスルト一旦出來上リマシタ遺留財產ニ更ニ他ノ財產ヲ附加ヘル場合ニ於キマシテモ、其不動產ノ一筆々々ニ付テ遺留財產ノ設定登記ヲナスト云フコトニ相成ルノデアリマス、左様ナ趣意カラ致シマシテ誠ニ完全ナモノトハ云ヘマセヌノデアリマスガ、文例ガ斯様ニ相成ル次第ゴザイマスカラ、登記ノ方ニ付キマシテハ、登記法ノ認メテ居ルトコロノ意味ニ於テ設定ノ登記ヲナスト云フ趣意ニ致サナケレバナラヌノデゴザイマス、ソレ故ニノ規定ヲ引用スルト云フコトノ規定シタノハ此趣意アリマス、又皇族方ノ遺留財產ノ規定增加、ソレニ付キマシテハ百三條ノ一、其廢止ニ付キマシテハ百四十二條ノ一ト致シマシテ此二條ヲ新規ニ設ケタ、而シテ之ヲ四十五年一月一日ト云フコトニシタノハ、如何ナル理

由デスカ

○政府委員（法學博士齋藤十一郎君） 此點ハ皇室財產令ノ施行期日ガ四十五

年一月一日ト相成ニテ居リマスカラ、ソレト同一ニスル趣意デアリマス

○委員長（濱名信平君） 是ハ全體ヲ審議ニ付シマスカラ、全體ニ付テ御意見ヲ御述

〔下サルヤウニ願ヒマス〕

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(濱名信平君) 原案ニ不不同意ハゴザイマセヌカ——ソレデハ原案通り滿場一致デ可決シマス、是ニテ散會

午前十一時四十二分散會